

ひとり親家庭等医療費受給者証交付(更新)申請書

① 申 請 者	フリガナ			男女	生年月日	年 月 日		⑤ 加入 医療 保険 の 状 況	保 険 の 種 類	1 国保 2 協会 3 組合 4 共済 5 船員 6 後期					
	氏 名									被保険者(世帯主・組合員)氏名	申請者との続柄				
	住 所	〒 電話 ()								被 保 険 者 証 記 号 番 号	保 険 者 名				
	職 業			勤務先					保 険 者 住 所 地						
	勤務先住所	〒 電話 ()								標準負担額減額認定証の交付 (減額対象者)	有()・無				
	生活保護の受給状況	受給(年 月 日から) 申請中・非受給	児童扶養手当の 受給状況		受給(年 月 日から) 申請中・非受給				年 分 所 得	⑥ 申請者	⑦ 配偶者	⑧ 扶養義務者			
	備 考								氏 名						
②ひとり親家庭等となつた事由…	イ 離婚 ロ (父、母)死亡 ハ (父、母)障害 ニ (父、母)生死不明 ホ (父、母)遺棄 ヘ 保護命令 ト (父、母)拘禁 チ 未婚の女子で懐胎した者 リ その他()							所 得 の 状 況	⑨同一生計配偶者及び扶養親族の合計数(うち(イ)老人扶養親族等の数(ロ)特定扶養親族数(ハ)16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数)	((イ) 人) ((ロ) 人) ((ハ) 人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	⑩ ⑨以外で前年の12月31日において申請者等によって生計を維持している児童数	人	人	人	人	人									
③ 家 族 の 状 況	フリガナ	生年月日	続 柄	性別	同居別居の別	監護又は養育を始めた年月日	※対象・非対象の別	被保険者との関係	個人番号	⑪ 所 得 額	円	円	円	円	円
	氏 名									母(父)に対し支払われた額 A	円				
	申請者本人(①に同じ)		申請者本人				対 象 非 対 象	本 人 退 職 本 人		Aの8割相当額 B	円				
				男	同 居		対 象 非 対 象	家 族 退 職 家 族		児童に対し支払われた額 C	円				
				女	同 居		対 象 非 対 象	家 族 退 職 家 族		Cの8割相当額 D	円				
				男	同 居		対 象 非 対 象	家 族 退 職 家 族		合 計 B+D	円				
				女	同 居		対 象 非 対 象	家 族 退 職 家 族		⑬ 障 害 者 控 除	障 (人) 円	(人) 円	(人) 円	(人) 円	(人) 円
				男	同 居		対 象 非 対 象	家 族 退 職 家 族		特障 (人) 円	(人) 円	(人) 円	(人) 円	(人) 円	
				女	同 居		対 象 非 対 象	家 族 退 職 家 族		⑭寡婦(寡夫)・寡婦の特別加算(養育者以外は控除しない。)勤労学生控除	寡・寡特・勤 みなし(寡・寡特) 円	寡・寡特・勤 みなし(寡・寡特) 円	寡・寡特・勤 みなし(寡・寡特) 円	寡・寡特・勤 みなし(寡・寡特) 円	寡・寡特・勤 みなし(寡・寡特) 円
				男	同 居		対 象 非 対 象	家 族 退 職 家 族		⑮ その他の控除	円	円	円	円	円
			女	同 居		対 象 非 対 象	家 族 退 職 家 族		⑯ 社会保険料等相当額	80,000円	80,000円	80,000円	80,000円	80,000円	
			男	同 居		対 象 非 対 象	家 族 退 職 家 族		⑰ 控 除 額 計	円	円	円	円	円	
			女	同 居		対 象 非 対 象	家 族 退 職 家 族		※⑱ 控 除 後 の 所 得 額	円	円	円	円	円	
			男	同 居		対 象 非 対 象	家 族 退 職 家 族		※⑲ 所 得 限 度 額	円	円	円	円	円	
④ 児 童 に 障 害 が あ る と き	氏 名	障 害 名	※ 障 害 確 認 の 内 容								※ 添 付 書 類	戸籍謄本(抄本) 住民票の写 所得証書 認定調書			
			確認書類	手帳等の番号	等級	発行者					※ 公 簿 確 認	月 日公簿で確認		承認	却下
											上記のとおり、ひとり親家庭等医療費受給者証の交付(更新)を申請します。 この申請に関し、市民税の所得状況及び戸籍・住民基本台帳に関する事項について必要な調査をされることに同意します。				
											年 月 日	住 所			
注 確認書類は次の書類番号を記入すること。			[1 身障手帳 2 診断書 3 特別児童扶養手当 4 その他()]								燕 市 長 様	氏 名	印		

記入上の注意

- 1 ①の欄
「生活保護の受給状況」欄及び「児童扶養手当の受給状況」欄は、該当するものを○で囲み、受給している場合には、受給開始年月日を記入してください。
- 2 ②の欄
ひとり親家庭等となった事由について、該当する記号を○で囲んでください。
- 3 ③の欄
申請者及び児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。)について記入してください。
- 4 ④の欄
③の欄に記入した児童に障害があるときは、氏名と障害名を記入してください。
- 5 ⑤の欄
「保険の種類」欄は、該当する番号を○で囲んでください。
なお、「国保」は国民健康保険、「協会」は全国健康保険協会管掌保健、「組合」は組合管掌健康保険、「共済」は国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団、「船員」は船員保険、「後期」は後期高齢者医療の略です。
また、あなたと③の欄に記入した児童が、保険者等から入院時の食事療養に係る標準負担額減額認定証の交付を受けているときは、受けている方(減額対象者)の氏名を「標準負担額減額認定証の交付(減額対象者)」欄の()内に記入してください。どなたも受けていないときは、「無」を○で囲んでください。
- 6 ⑦の欄
「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
- 7 ⑧の欄
あなたと生計を同じくしている(又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族又は兄弟姉妹があるときに記入してください。
- 8 ⑨の欄
地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。
なお、地方税法に定める同一生計配偶者のうち70歳以上の者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により()内に再掲してください。
(1) 申請者が父又は母の場合にあつては、(イ)に同一生計配偶者のうち70歳以上の者、及び老人扶養親族の合計数を、(ロ)に特定扶養親族の数を、(ハ)に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
(2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- 9 ⑩の欄
「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の18歳未満の者又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
- 10 ⑪の欄
前年(1月から8月までの間に新規申請する人の場合には、前々年をいいます。)の所得について、県民税の所得割の課税標準である総所得金額(母子家庭自立支援給付金に係るものを除く。)退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。
- 11 ⑫の欄
申請者及びその監護する児童が、児童の父(申請者が父の場合は児童の母)から、児童を扶養するために受け取った金品等の所得の額を記入し、下欄にはその金額の8割(1円未満四捨五入)の額を記入してください。
- 12 ⑬の欄
地方税法に定める障害者又は特別障害者である者の数及びその者に係る控除額を記入してください。
- 13 ⑭の欄
地方税法に定める寡婦(寡夫)控除、寡婦控除特別加算又は勤労学生控除を受けた場合は、該当するものを○で囲み、その額(寡婦控除等のみなし適用を申請する場合は、その額)を記入してください。申請者(養育者を除く)については、寡婦(寡夫)控除、寡婦控除特別加算の額は控除しません。
- 14 ⑮の欄
地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けている場合に、その控除の種類及び額を記入してください。
- 15 この申請書に添えていただく書類は、次のとおりです。
(1) あなたと児童の医療保険証及び⑤の欄に○印を付した減額認定証
(2) あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
(3) 申請者が養育者である場合は、児童の父母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本
(4) 本年1月2日以後現住所に転入された方は、⑨から⑮の欄に記入した事項についての前住所地の市区町村長の証明書
(5) ひとり親家庭等認定調書 別紙のとおり。ただし、②の欄のり「その他()」に該当する場合は、遺児等を証する書類を添えてください。
(6) 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がいる場合は、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 別紙2のとおり。
(7) 児童扶養手当証書を提示できる方は、上記の(2)から(6)までの書類は必要ありません。
- 16 ※印の欄は、記入しないでください。
- 17 この申請書について分からないことがありましたら、担当の職員におたずねください。

